

【8】

中途採用定着促進事業実施要領

(趣 旨)

第1条 雇入れ時に必要な安全教育等の支援を行い、雇用意欲を助長することで、主伐・再造林の推進を図るため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

(事業の内容)

第2条 財団は、林業事業体が負担する次に掲げる特別教育及び安全衛生教育の受講に要する経費の助成を行う。

- (1) 労働安全衛生規則第36条第8号による伐木等の業務に係る特別教育
- (2) 労働省労働基準局長通達（平成12年2月16日基発第66号）による刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育

(助成対象期間、対象者)

第3条 助成の対象期間は、4月1日から3月10日とする。

- 2 助成の対象者は、概ね1年以内に新規採用された者で、当年度の「緑の雇用」担い手確保支援事業のFW研修の受講予定がない者であること。

(事業の実施)

第4条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、様式第8-1号により事業体へ事業の実施を明らかにする。

(助成金交付申請)

第5条 助成を受けようとする林業事業体は、雇用した林業就業者が講習会の受講を修了したときには、速やかに助成金交付申請書（様式第8-2号）を理事長に提出するものとする。

- 2 添付書類は別表1に示すものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 理事長は、助成金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付決定と額の確定（様式第8-3号）を行うものとする。

(助成金交付請求書)

第7条 助成金の交付決定及び確定を受けた事業体（以下「事業実施主体」という。）は、理事長から助成金の交付決定及び額の確定の通知があったときは、速やかに助成金交付請求書（様式第8-4号）を提出するものとする。

(提出期限)

第8条 事業実施主体が理事長に提出する様式の提出期限は、前条までによる通知文によるものとする。

(助成対象経費の控除)

第9条 当該事業の助成対象経費について、他の団体（国等）から助成等を受けた場合は、速やかに理事長へ報告するものとする。

2 その場合、他の団体（国等）の助成額を控除した額に対し、助成基準内で助成するものとする。

(証拠書類の保存)

第10条 事業実施主体は、助成事業に関する証拠書類等を実施した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委 任)

第11条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 申請等の添付書類

助成金交付申請書
・雇用契約書等の写し ・支出伝票、領収書等の写し ・修了証等の写し